

## 新婚世帯の住居費や引越し費用を助成します

### ■対象となる人（次の①～⑤をすべて満たす方）

- ① 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届が受理された新婚世帯
- ② 交付申請時に、夫婦の双方または一方が市内の補助金の対象となる住居に居住し住民登録をしていて、婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ③ 夫婦の令和2年分（令和3年4月から令和3年5月までの間に申請する場合は令和元年分）の所得の合計額が400万円未満の世帯  
※貸与型奨学金を返済している場合は返済額を所得から控除できる。  
※結婚を機に夫婦の双方または一方が離職して再就職していない場合は所得に含めない。
- ④ 市税等の滞納がない。他の公的制度による家賃補助等を受けていない。
- ⑤ 沼田市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員でない。

### ■対象となる経費 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに支払った次の費用

- 結婚を機に市内で新居となる住宅を取得（新築・購入・建替）した場合の費用
- 結婚を機に市内で新居となる住宅を賃借した場合の費用（家賃・礼金・敷金・共益費・仲介手数料）※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除く
- 結婚に伴う引越しの費用（令和3年1月1日～令和4年3月31日までにに行った引越しに限る）  
※引越し業者または運送業者への支払いその他引越しに係る実費が対象

### ■補助額 1世帯30万円を上限とします

### ■申請期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※事前にご相談ください。

申請にあたっての必要書類は裏面をご覧ください。

〈申請・お問い合わせ〉

沼田市 子ども課 子育て支援係

TEL：0278-23-2111



## ■提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 婚姻届受理証明書（または婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本））
- ③ （新規の住宅取得費用の場合）売買契約書及び領収書の写し
- ④ （住宅賃借費用の場合）賃貸借契約書の写し及び領収書の写し
- ⑤ （引越し費用の場合）引越し費用を支払ったことが分かる書類（領収書、通帳等の写し）
- ⑥ 所得証明書
- ⑦ 貸与型奨学金を返済したことがわかる書類（※貸与型奨学金を返済している場合）
- ⑧ 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- ⑨ 無職・無収入申立書兼誓約書（※夫婦の双方または一方が離職して再就職していない場合）

## ■その他

雑所得として課税の対象となり、確定申告が必要になる場合があります。



森林文化都市キャラクター  
ぬまたんち

©沼田市

申請期間は  
令和3年4月1日  
～令和4年3月31  
日です（事前にご相談ください）